

## 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」応募要領

### 1 趣旨

障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する県民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

### 2 主催 高知県、内閣府

### 3 後援 高知県教育委員会（申請中）

### 4 募集テーマ

#### (1) 心の輪を広げる体験作文

「出会い、ふれあい、心の輪 -障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう-

#### (2) 障害者週間のポスター

「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

### 「障害者週間」とは・・・

昭和56年の国際障害者年を記念し、障害者についての国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図ることを目的として設けられたもので、国際連合が1975年（昭和50年）に「障害者の権利宣言」を採択した、12月9日までの1週間（12月3日から9日まで）を障害者週間としています。

### 5 応募資格

#### (1) 心の輪を広げる体験作文

県内に住む小学生以上

#### (2) 障害者週間のポスター

県内に住む小学生及び中学生

### 6 応募方法

#### (1) 心の輪を広げる体験作文

ア タイトルは自由とし、内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづつたもの。

イ 部門は、小学生部門、中学生部門及び高校生・一般部門の3部門。

ウ 字数は、小学生部門及び中学生部門は、400字詰め原稿用紙2～4枚程度、高校生及び一般部門については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度。

エ 用紙は、原則として横向き・縦書き（400字詰め原稿用紙など）、大きさはB4判又はA4判とする。

オ パソコン等の電子機器による作成も可とし、この場合、用紙はエに準じるものとする。

カ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。審査後に使用が発覚した場合は、受賞、内閣府への推薦を取り消します。この場合において、応募における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、高知県及び内閣府はその責任を負わない。

キ 障害等の理由により作者本人の執筆が困難な場合については代筆等の補助は可とするが、執筆内容への関与は不可。なお、代筆等の補助を行った場合、その旨を応募様式の備考に記載。

#### (2) 障害者週間のポスター

- ア 内容は、障害のある人に対する理解の促進に資するものとし、障害のある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるもの。
- イ 部門は、小学生部門及び中学生部門の2部門。
- ウ 規格は、画用紙B3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付する。作品は縦向き(縦長)のみ。なお、彩色及び画材は、自由。
- エ 作品には、標語及びそれに類する文字は入れないこと。
- オ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。審査後に使用が発覚した場合は、受賞、内閣府への推薦を取り消します。この場合において、応募における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、高知県及び内閣府はその責任を負わない。

※ (1)、(2)とも応募は、未発表及び単独で作成したもの1編(点)に限る。

※作品には、第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。

※作品に別紙の応募様式を添付すること。(様式は、以下のURLからダウンロード可能)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016070500157/>

## 7 募集期間

令和8年7月1日(水)～令和8年9月3日(木)必着

## 8 入賞者

- (1) 応募作品の中から、作文・ポスターの部門ごとに下記の賞を決定し、11月上旬ごろ、本人に通知する。入賞者には、知事から賞状に加え、副賞を贈呈する。

副賞(予定)

- |                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| ・知事賞(最優秀賞)(1点) | 図書カード | 1万円相当 |
| ・優秀賞(1点)       | 図書カード | 3千円相当 |
| ・佳作(若干名)       | 図書カード | 千円相当  |

- (2) 入賞者には、表彰状と記念品を贈呈する。なお、12月6日(日)に高知市内で開催予定の「じんけんふれあいフェスタ」の式典で表彰する。
- (3) 入賞者の氏名等(氏名、賞名、職業又は学校名(学年)、作品タイトル等)を県庁障害福祉課のホームページに掲載。(掲載の同意を得ることができた方のみ。)
- (4) 特に優れた作品は、内閣府に県の優秀作品として推薦する。
- (5) 内閣府において、全国から推薦された作品の中から、各部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を選定する。最優秀賞・優秀賞の受賞者には賞状及び表彰楯、佳作の受賞者には表彰楯が贈られる。

## 9 その他

作品は、障害者週間行事等の終了後、返却する。

応募作品の著作権は、高知県に帰属する。

なお、内閣府へ推薦された応募作品の著作権は、内閣府に帰属する。

## 10 応募先及び問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課(担当:中町、廣田、前田)

電話 088-823-9633 FAX 088-823-9260